## かしこい相続対策 ~遺言書~

## 遺言書の種類

遺言書の作成は、手続きや手数料の負担はありますが、安心で確実な「公正証書遺言」をおすすめしています。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
メリット	自筆でいつでも手軽に作成可能です	・遺言内容や様式不備による無効の心配がありません ・紛失してもいつでも再発行可能です
デメリット	<ul><li>・様式不備などで無効となる恐れがあります</li><li>・紛失、破棄、盗難、偽造の恐れがあります</li><li>・相続人が遺言の存在に気付かない可能性があります</li></ul>	・公証役場での手続きが必要です ・手数料の負担があります
費用	費用はかかりません	財産価額(債務を引く前の価額)及び遺言の内容によって増減します ・財産1億円の場合は5~10万円程度かかります・財産2億円の場合は7~15万円程度かかります

## 遺言書はご自身の思いを形にできます

相続税が改正され、相続について考え始めている方が多いと思います。これまで築きあげた財産を、残されるご家族の幸せ、日々の暮らし、将来に役立つものとするために、また、ご自身の思いを伝えるために遺言書の作成を考えられてみてはいかがでしょうか?

当事務所では、遺言書の作成のお手伝いをしています。遺言書の作成を考えている方、詳しく知りたい方、ご質問のある方は、ご相談ください。

弁護士や公証人のご紹介もしています。

ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

(相続税の申告、詳細な計算を要する場合は有料となります)



<sup>税理士</sup> 中田誠治

<sup>税理士</sup> 錦織慶典 <sup>税理士</sup> 平井篤志 安齋康司

よつば会計

検索